

議会運営委員会会議録

開閉日時 令和2年2月20日(木) 午前9時57分～午前10時41分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

2番 神谷 直子、3番 杉浦 康憲、8番 黒川 美克、
12番 鈴木 勝彦、14番 小嶋 克文、15番 内藤とし子、
オブザーバー 議長(11番)北川 広人、副議長(10番)杉浦 辰夫、
5番 岡田 公作、6番 柴田 耕一、16番 倉田 利奈

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

1番 荒川 義孝、4番 神谷 利盛、7番 長谷川広昌、
9番 柳沢 英希、13番 今原ゆかり

4. 説明のため出席した者

市長、総務部長、行政G L

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記1名

6. 付議事項

- 1 令和2年3月定例会について
 - (1) 議案の説明について
 - (2) 議案の取り扱いについて
 - (3) 一般質問の受付について

- (4) 予算特別委員会委員の指名について
- (5) 請願書、陳情書及び意見書（案）の取り扱いについて
- (6) 議員派遣について

2 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会運営委員会を開会いたします。

市長挨拶

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議なしと認め、副委員長の神谷直子委員を指名いたします。

本日御協議いただきます案件は、付議事項のとおりであります。それでは案件の順序に従い、逐次進めてまいりますので、御協力をお願いいたします。

《議 題》

1 令和2年3月定例会について

(1) 議案の説明について

委員長 当局の説明を求めます。

説（総務部） それでは、令和２年３月定例会に付議いたします案件について御説明を申し上げます。

委員長 総務部長、着席で説明願います。どうぞ。

説（総務部） お許しをいただきましたので、着座にて御説明をさせていただきます。初めに提出予定案件一覧表をお願いいたします。

案件といたしましては、同意１件、一般議案１１件、補正予算６件、当初予算８件及び報告２件の計２８件をお願いするものでございます。

次に、「提出予定議案の概要」、Ａ４判で表裏１枚の資料をお願いいたします。同意及び一般議案につきましては、この資料に沿って御説明を申し上げます。初めに同意第１号は、現委員、内藤 誠氏の任期満了に伴い、再度選任いたしたく、御同意をお願いするものであります。

議案第１号は、現指定金融機関、岡崎信用金庫の指定期間の満了に伴い、再度、指定いたすものであります。

議案第２号は、森林環境譲与税基金を設置し、森林環境譲与税を積み立てるものであります。

議案第３号は、個人番号通知カードの廃止に伴い、個人番号通知カード再交付手数料を廃止するものであります。

議案第４号は、印鑑の登録を受けることができない者について、「成年被後見人」を、「意思能力を有しない者」に改めるものであります。

議案第５号は、地方自治法の一部改正に伴い、同法を引用する水道事業の設置等に関する条例及び下水道事業の設置等に関する条例について、条文の整備を行うものであります。

議案第６号は、民法及び公営住宅法の一部改正に伴い、入居者の選考方法及び入居契約に必要な連帯保証人の数の変更を行うなどの所要の規定の整備を行うものであります。

裏面の２ページをお願いいたします。

議案第７号は、給料の支給対象となる会計年度任用職員の補償基礎額について定めるものであります。

議案第８号及び議案第９号は、高浜幼稚園の民営化及び認定こども園化に伴

うもので、議案第 8 号は高浜幼稚園を廃止し、議案第 9 号は職員を派遣することができる団体に、認定こども園の運営主体である社会福祉法人を追加するものであります。

議案第 10 号は、放課後児童支援員の要件について、都道府県知事等が行う研修の修了者に、修了予定者を含める措置を継続するものであります。

議案第 11 号は、高浜小学校等整備事業について、地中埋設物撤去工事による施工増及び維持管理業務に係るサービス価格指数の上昇に伴い、契約金額を変更するものであります。

続きまして、議案第 12 号 令和元年度一般会計補正予算（第 6 回）について申し上げます。補正予算書の 5 ページをお願いいたします。

補正予算書の 5 ページでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ 1 億 5,615 万 2,000 円を減額し、補正後の予算総額を 157 億 3,455 万円といたすものであります。

8 ページをお願いします。繰越明許費は、今回の補正予算で事業費を計上いたす一方、年度内の完了が見込めないことから令和 2 年度に繰り越すものであります。

10 ページをお願いします。債務負担行為補正は、12 ページまでの 18 の事業について、契約金額の確定等により限度額等を変更いたすものであります。

14 ページをお願いします。地方債補正は、事業費の確定等により、限度額を減額いたすものであります。

52 ページをお願いします。歳入の主なものについて以下御説明を申し上げますが、14 款「国庫支出金」、15 款「県支出金」は、歳出と連動いたしておりますので省略をさせていただきます。16 款 2 項 1 目「不動産売払収入」は、普通財産売払収入 6 件分を計上いたしております。

17 款 1 項 1 目「一般寄附金」のふるさと応援寄附金は、決算見込額に伴い増額するもので、3 目「総務費寄附金」は、市制施行 50 周年記念事業基金指定寄附金として、愛知県陶器瓦工業組合様、株式会社石実メッキ工業所様、株式会社岩福セラミックス様、岡崎信用金庫様、株式会社岡田建工様、株式会社梶川土木コンサルタント様、酒井建築大工様、株式会社 鈴和建设様、スミヤ精機株

株式会社様、株式会社デンソープレステック様、内外ガード株式会社様、名古屋トヨペット株式会社マリーナ高浜店様、株式会社日本メカトロニクス様、橋本電機工業株式会社様、株式会社パスコ名古屋支店様、株式会社フコク愛知工場様、藤浦園芸株式会社様、藤コンサル株式会社様、有限会社山本造園様、株式会社吉浜人形様及び匿名の方からいただいたものであります。

「教育振興・子育て支援基金指定寄附金」は、同年会くすのき様からいただいたものであります。

54 ページをお願いします。18 款 1 項 1 目「基金繰入金」は、今回の補正の財源調整として、財政調整基金繰入金を減額するほか、小学校及び中学校の維持管理事業の財源として、教育振興・子育て支援基金繰入金を増額いたすものであります。

20 款 4 項 4 目「雑入」は、ボートレースチケットショップ高浜環境整備協力金ほか、実績見込みにより増減いたすものであります。

56 ページをお願いします。歳出の主なものについて申し上げます。

2 款 1 項 12 目「企画費」は、ふるさと応援寄附金支援業務委託料を増額いたす等のものであります。

62 ページをお願いします。3 款 1 項 3 目「障害者在宅・施設介護費」は、障害福祉サービス等給付費を増額いたすものであります。

64 ページをお願いします。3 款 2 項 2 目「保育サービス費」は、吉浜北部保育園給食室の空調機更新工事費を計上する一方で、繰越明許費繰越しを行うもので、3 項 2 目「生活援助費」は、生活保護費を増額いたすものであります。

4 款 1 項 2 目「保健・予防費」は、総合健診受診者の増加等に伴い、健康診査委託料を増額いたすものであります。

66 ページをお願いします。7 款 1 項 2 目「商工業振興費」は、プレミアム付商品券事業の事業費確定に伴い、減額いたすものであります。

8 款 2 項 1 目「生活道路新設改良費」は、68 ページをお願いいたしまして、市道新設改良事業で、市道港線に係る国・県補助金の状況を踏まえ、道路改良工事費、土地購入費等を減額いたすものであります。

72 ページをお願いいたします。10 款 2 項 1 目、小学校の「学校管理費」は、

事業費の確定等に伴い、委託料、工事請負費等を減額するほか、港小学校防火シャッター改修工事費を計上する一方で、繰越明許費繰越しを行うものであります。

74 ページをお願いします。10 款 3 項 1 目、中学校の「学校管理費」は、事業費の確定等に伴い、委託料、工事請負費等を減額するほか、高浜中学校防火シャッター改修工事費を計上する一方で、繰越明許費繰越しを行うものであります。

以上が一般会計補正予算（第 6 回）の概要でございます。

補正予算書の 1 ページにお戻りをいただきまして、補正予算総括表をお願いします。特別会計及び企業会計について申し上げます。

公共駐車場事業特別会計を除く 4 特別会計の補正及び下水道事業会計の補正は、事業費の確定あるいは年度末の決算見込みに伴う補正で、下水道事業会計は、管渠築造工事費の減額が主なものであります。

議案第 18 号 令和 2 年度一般会計予算について申し上げます。当初予算書の 5 ページをお願いいたします。

当初予算書の 5 ページでございます。一般会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ 170 億 7,700 万円と定めるものであります。

10 ページをお願いします。債務負担行為は、11 ページまでの 13 の事業について定めるものであります。

12 ページをお願いします。地方債は、11 の事業について計上いたすものであります。

49 ページをお願いします。49 ページでございますが、歳入の主なものについて申し上げます。

1 款「市税」は、88 億 5,825 万円を見込むものであります。

54 ページをお願いします。1 款「市税」のうち、1 項 1 目「個人市民税」は、30 億 6,690 万円を、2 目「法人市民税」は、5 億 5,904 万 1,000 円を、2 項 1 目「固定資産税」は、39 億 5,168 万 3,000 円を見込むものであります。

56 ページをお願いします。3 項「軽自動車税」は、1 億 2,484 万 3,000 円を見込むものであります。

58 ページをお願いします。5 項 1 目「都市計画税」は、7 億 8,070 万 8,000 円を見込むものであります。

60 ページをお願いします。6 款 1 項「法人事業税交付金」は、6,800 万円を、7 款 1 項「地方消費税交付金」は、10 億 800 万円を見込んでおります。

62 ページをお願いします。10 款 1 項「地方交付税」は、特別交付税として 1 億円を見込むもので、普通交付税は不交付を見込んでおります。

12 款 1 項「負担金」は、8,381 万 3,000 円を、13 款 1 項「使用料」は、64 ページをお願いいたしまして 7,648 万 4,000 円を、2 項「手数料」は、66 ページをお願いいたしまして 5,802 万 9,000 円を見込んでおります。

14 款 1 項「国庫負担金」は、68 ページをお願いいたしまして 19 億 9,534 万 7,000 円を、14 款 2 項「国庫補助金」は、70 ページの上段をお願いいたしまして 2 億 7,084 万 3,000 円を見込んでおります。

15 款 1 項「県負担金」は、7 億 5,443 万 1,000 円を見込んでおります。

78 ページをお願いします。17 款 1 項「寄附金」は、1 目「一般寄附金」では、ふるさと応援寄附金 1 億 3,000 万円、2 目「総務費寄附金」では、市制施行 50 周年記念事業基金指定寄附金 300 万円を見込むものであります。

18 款 1 項「基金繰入金」は、財政調整基金繰入金 3 億 6,639 万 3,000 円、公共施設等整備基金繰入金 2 億 3,610 万円、教育振興・子育て支援基金繰入金 6,000 万円、市制施行 50 周年記念事業基金繰入金 905 万 8,000 円を計上いたしております。

84 ページをお願いします。20 款「諸収入」であります。末尾のポータルチケットショップ高浜環境整備協力金は、6,000 万円を見込むものであります。

21 款 1 項「市債」は、5 目「教育債」の高浜小学校等整備事業を初め、15 億 3,310 万円を計上いたすものであります。

88 ページをお願いします。歳出について、主な事業について申し上げます。

1 款「議会費」は、3 議会運営事業において、議場でのペーパーレス会議を実施するための経費を計上いたしております。

98 ページをお願いします。2 款「総務費」であります。8 目「広報広聴活

動費」では、1 広報広聴事業において、委託料にシティプロモーション支援業務委託料を計上いたしております。

106 ページをお願いします。12 目「企画費」になりますが、12 市制施行 50 周年記念事業において、記念事業を実施するための経費を計上いたしております。14 総合行政推進事業では、委託料に第 7 次総合計画策定に係る総合計画策定支援業務委託料を計上いたしております。

112 ページをお願いします。18 目「防災対策費」は、1 防災活動事業において、委託料に防災マップ作成業務委託料を計上いたしております。

126 ページをお願いします。126 ページの 3 款「民生費」は、1 項 1 目「社会福祉総務費」では、2 会計年度任用職員管理事業において、アウトリーチ支援員を配置するための経費を計上いたしております。

146 ページをお願いします。146 ページの 2 項 2 目「保育サービス費」では、3 保育園管理運営事業において 149 ページ中段の扶助費をお願いいたしまして、4 月開園のたかはまこども園を含む施設型給付費を計上いたしております。

160 ページをお願いします。160 ページの 4 款「衛生費」は、1 項 2 目「保健・予防費」では、162 ページをお願いしまして、2 母子保健事業において末尾の使用料及び手数料に、電子母子健康手帳アプリケーションシステム使用料を計上いたしております。

196 ページをお願いします。196 ページの 8 款「土木費」は、8 項 2 目「交通安全啓発費」では、198 ページをお願いいたしまして、補助金に高齢者後付安全運転支援装置設置費補助金を計上いたしております。

204 ページをお願いします。204 ページの 10 款「教育費」1 項 3 目「教育指導費」になりますが、3 児童生徒健全育成事業において、謝礼にスクールソーシャルワーカーを配置するための経費を計上いたしております。

206 ページをお願いします。2 項 1 目「学校管理費」では、1 小学校維持管理事業において、208 ページをお願いいたしまして、上段の委託料に高取小学校及び吉浜小学校の大規模改造事業実施設計等業務委託料を計上いたしております。また、水泳指導等委託料は、高浜小学校及び高取小学校において水泳指導を実施するための経費を計上するもので、小学校トイレ改修工事設計業務委

託料は、トイレの洋式化を実施するための経費を計上いたしております。

210 ページをお願いします。3目「学校建設費」では、公有財産購入費に高浜小学校等整備事業の2期工事・3期工事に係る経費を計上いたしております。

212 ページをお願いします。3項1目「学校管理費」になりますが、2中学校維持管理事業において、下段の委託料にトイレの洋式化を実施するための中学校トイレ改修工事設計業務委託料を計上いたしております。

226 ページをお願いします。226 ページの5項6目「文化財保護費」では、1文化財保護事業において、市誌を発行するための経費及び発行記念シンポジウムを開催するための経費を計上いたしております。

以上が、令和2年度一般会計予算の概要でございます。

予算書の1ページにお戻りをいただきまして、予算総括表をお願いいたします。1ページの予算総括表でございますが、特別会計は67億3,841万7,000円で、国民健康保険事業は、主に一般被保険者の療養給付費及び高額療養費の増による増額、介護保険事業は、主に居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費の増による増額となっております。

企業会計は、水道事業会計は13億19万4,000円、下水道事業会計は24億8,463万9,000円で、下水道事業会計は、主に污水管整備事業量の増による工事費の増額となっております。

最後に、報告第1号及び報告第2号は、高浜市土地開発公社及び高浜市総合サービス株式会社の経営状況の報告でございます。

以上が、令和2年3月定例会に付議させていただきます案件でございます。また、本会議5日目を予定しておりますが、本日午後の全員協議会で御説明を申し上げますGIGAスクール構想に係る一般会計補正予算を追加提案させていただきたいと存じますので、これにつきましても御配慮を賜りますようお願いを申し上げます。御説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 ないようでしたら。

市長挨拶

委員長 当局の方は退席願います。御苦労さまでした。

当局退席

(2) 議案の取り扱いについて

委員長 事務局より説明を願います。

説(事務局 主査) それでは、議案の取り扱いについて御説明させていただきます。

3月定例会の会期及び会議日程につきましては、既に昨年12月11日開催の議会運営委員会で決定をいただいておりますが、会期につきましては、2月27日から3月24日までの27日間でございます。

議案の取り扱いにつきましては、2月27日の本会議初日に同意第1号を即決をお願いし、議案第1号から議案第25号までの上程、説明後、報告第1号及び報告第2号の報告を受けます。

3月4日、第2日目と5日、第3日目の2日間は、一般質問、一般質問終了後に関連質問を願ひ、3月9日の第4日目は、議案第12号から議案第17号までの補正予算の質疑・討論・採決をお願いし、その後、議案第1号から議案第11号まで及び議案第18号から議案第25号までの総括質疑、予算特別委員会の設置、議案の委員会付託をお願いいたします。

3月11日及び12日の予算特別委員会においては、議案第18号から議案第25号までの8議案を、3月16日の総務建設委員会においては、議案第1号から議案第6号までの6議案を、3月17日の福祉文教委員会においては、議案第7号から議案第11号までの5議案の審査をお願いいたします。

最終日の3月24日は、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決の順で行います。

なお、議案第12号から議案第17号までの補正予算は、第4日目、3月9日、月曜日に質疑、討論、採決を行いますので、討論については3月6日、金曜日の午後5時までに、議長あてに討論通告書を提出いただきますようお願いいたします。そのほかの議案につきましては、3月23日、月曜日の午後5時までに提出をお願いいたします。説明は、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 当局より提示がありました案件につきましては、ただいま事務局が説明しました(案)のとおりを決めさせていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議もないようですので、(案)のとおりに決定させていただきました。

(3) 一般質問の受付について

委員長 一般質問の受付は、議会運営に関する申合せにより2月21日、金曜日の午前8時30分から午後5時までとします。

質問の順序は、受付順とします。ただし、21日の午前8時30分以前に2人以上ある場合は、抽選により質問の順序を決めさせていただきます。

これに、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議もないようですので、そのように決めさせていただきます。

(4) 予算特別委員会委員の指名について

委員長 事務局より説明をお願いします。

説（事務局 主査） 構成メンバーにつきましては、4年間の構成表で決められているとおり、令和2年度の予算特別委員会の委員は、神谷直子議員、杉浦康憲議員、柴田耕一議員、黒川美克議員、杉浦辰夫議員、鈴木勝彦議員、小嶋克文議員、内藤とし子議員、以上の8名となります。よろしくお願ひいたします。

委員長 事務局が報告しました8名を、議長より指名することに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議もないようですので、そのように決定いたします。

（5）請願書、陳情書及び意見書（案）の取り扱いについて

委員長 本日までに提出のありましたのは、陳情書1件です。

陳情第1号につきましては、付託先の委員会を事務局から発言をお願いします。

説（事務局 主査） それでは、お手元に陳情文書表（案）と陳情書の写しを配付させていただいておりますが、提出されました陳情1件の付託委員会につきましては、陳情第1号 高取学区に児童センターの設置を求める陳情、以上1件につきまして、福祉文教委員会に付託するというようお願いいたします。よろしくお願ひします。

委員長 ただいま、陳情の付託委員会について、事務局より発言がありました。そのように決定させていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

(6) 議員派遣について

委員長 事務局より説明をお願いします。

説(事務局 主査) では、別紙「議員の派遣についての運用基準」及び「議員派遣について(案)」をごらんいただきたいと思います。

例年4月に開催されております東海市議会議長会定期総会が、来年度は4月16日に岐阜県岐阜市で開催されます。この会議には、正副議長が出席しますが、議長は議会を代表する立場であることから、議員派遣の対象ではありません。副議長は議員派遣の対象となりますので、派遣の可否について御議決をお願いしたいと思います。

取り扱いといたしましては、3月定例会の初日に議長発議で議決をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長 ただいま事務局が説明いたしました案のとおり3月定例会の初日に「議員派遣について」を議長発議で行うということによろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

2 その他

委員長 私から今後の議会運営委員会の日程等についてお願いします。

初めに、3月9日の月曜日、本会議第4日の終了後、常任委員会での自由討議に付する案件を選定するため、各派会議の開催後、議会運営委員会を開催いたしますので、御予定願います。

続いて、令和2年6月定例会の日程を協議する議会運営委員会を3月17日の火曜日、福祉文教委員会終了後に開催したいと思いますので、御予定願います。

次に、事務局から発言を求められていますので、これを許可いたします。

説(事務局長) 株式会社キャッチネットワークより、3月定例会の初日、2

月 27 日に行われます市長の施政方針と教育長の教育行政方針について、キャッチで放送するため撮影したいと依頼がありましたので、あらかじめ御報告いたします。

委員長 次に、議長より議会の資料要求について提案がございましたので、皆さんにお諮りいたします。

議会の市長等への資料要求については、高浜市議会基本条例第 18 条で「議会は、議案審議等に当たり、市長等に対し必要に応じて資料の提出を求めることができる。」とされており、その具体的な方法として議会運営に関する申合せ事項の 7、(1) で「議案審議に当たり、資料要求する場合は、議長に資料要求願書を提出し、議長は当局に当該資料を要求する。」としております。

もとより議会の資料要求は、議員個人にあるのではなく、議会にあるものです。議案審査に当たり当局等に資料要求する場合には、議員個人の要望ではなく、議会の総意として当局に要求するものであることを明確にするため、議長に提出された資料要求願書の提出については、議長の判断のみで決するものではなく、議会運営委員会においてこれを当局等に資料要求するか否かを諮り、採決により決定したいとの提案です。

よって、議会運営に関する申合せ事項の 7、(1) を「議案審議に当たり、資料を要求する場合は、議長に資料要求願書を提出し、議長はこれを議会運営委員会に諮り、当該資料要求願書を当局に提出すると決せられた場合は、議長は当局に資料要求を行う。」と変更することを提案するものであります。

なお、近隣市の状況は、平成 30 年 10 月 3 日開催の三河部市議会事務局長会議で、議員個人からの資料要求に対し、その可否の決定を議会運営委員会に諮るとする市が 5 市、議決としている市が 2 市、議長判断としている市が 2 市、該当なしが 2 市という状況でした。

このことについて、議長提案のとおり、議会運営に関する申合せ事項を改正することについて、各会派の御意見を伺いたいと思います。

初めに市政クラブさんお願いいたします。神谷直子委員。

意(2) 議長の提案どおりで結構でございます。

委員長 次に公明党さん、小嶋克文委員。

意（14） この改正案で結構です。

委員長 次に新政会さん、お願いします。黒川美克委員。

意（8） 私どもは、今までどおりで結構です。

委員長 今までどおりということは、反対ということですね。

意（8） 反対です。

委員長 次に共産党さん、内藤とし子委員。

意（15） 今の改正案で言いますと、資料要求をきょうならきょう議運があるわけですが、そこで決めるということではない。いつまでに出さなきゃいけないのか、ちょっとそのあたりが。資料要求、共産党は毎年ずっとやっていきますので、ちょっとそのあたりの時間的なタイミングがちょっとよくわからないんですが、その点まず教えてください。

委員長 まず、きょうこれを皆さん方に御意見を伺って、全員賛成ならそうなりますが、今言ったように、きょう議案書が来ました。その議案に対する審査資料が欲しいということが原則になりますので、仮に3月議会を事例といたしますと、きょうから、まだ何日というのはまだ決めてないですけども、何日までに提出願います、資料要求願を。それから議運にかけます。

それで、議運の中で議会として、議案審査に必要であるということが決定されれば、そこから議長から市長に資料要求をするということですので、今、御心配のタイムスケジュールが少しまだこれから詰めなきゃいけないかなと思いますけれども、基本的にはそういう考えになります。議案書が出てから資料要求をするということになります。わかりますか。本定例会に付議された議案に対する資料要求ですので、きょうをもって受け付けるということになります。

意（15） 今、結論出さなきゃいけませんか。

委員長 はい。もし従来どおりというなら、反対ということになります。

意（15） そうですね。従来どおりでお願いします。

委員長 議長案に対して反対ということですね。

次に、参考までに青政会さんお願いいたします。柴田耕一議員。

意（6） 改正案で結構ですけども、日程的なことを考えると、会期中に要するに議運を早急に開くということですね、別にこの案件だけで。

委員長 その前に審査は、事前審査になってしまうんで、やっぱり、きょう議案が出たその議案に対する資料要求ですので、はい。

短期間に議運を開かなきゃいけないことになる可能性があります。これからその時間的なスケジュールは計画を事務方をお願いして、それから議長、それから議会運営委員会にかけていきたいと、そういうふうに思っています。

意（6） 改正案のとおりで結構です。

委員長 次に高志クラブさん、岡田公作議員。

意（5） 改正案で結構です。

委員長 次に高浜市民の会さん、倉田利奈議員。

意（16） 今、議会中のお話をされたんですけれども、所属っていうかグループによっては、当然、議員として勉強しなきゃいけないことを聞いても、資料要求として議会を通してくださいって言われるんですけれども、そういう場合も、その都度、議運を議会とは関係ないときでも開くっていう理解ですか。

委員長 そうですね、基本的にはそういう形になります。議員個人での資料要求はできませんということが基本的な事項ですので、それを議員が共通した認識のもとに、理解をするために資料が必要だということであれば、議運でそれが必要かどうか、審査を願うということになります。

意（16） じゃあ、閉会中も資料要求する場合は、その都度議運を開くっていうことですか。皆さん招集されて。

委員長 基本的にはそうなります。

意（16） 基本的にはそうなる。何回でも開かれる場合もあるということですよ、閉会中に。

委員長 だからそこら辺のルールづけも、今から諮っていかなきゃいけないかなと思っています。

意（16） それはルールづけを先に何かある程度しないとちょっとこれは即座に、賛成ですとは言えないですね。はい。

委員長 じゃあ、従来どおりということですね。はい。

ただいま各会派より御意見を伺いましたが、このまま協議を続けても意見の一致が見られないため、採決をとらせていただきたいと思います。

採決の内容は、議会運営に関する申合せ事項の7、(1)を変更し、資料要求願書の提出時には、議会運営委員会で資料要求の提出を決めるか否かについてであります。

挙手は1人1回のみで、オブザーバーの委員の方は、挙手はしないでください。それでは、ただいまから採決をしますがよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議もないようですので、そうさせていただきます。

それでは採決に当たります。議会運営に関する申合せ事項の7、(1)を変更することに賛成の委員の挙手を求めます。

賛 成 者 挙 手

委員長 それでは挙手多数でありますので、よって、議会運営に関する申合せ事項を変更し、資料要求願書の可否は、議会運営委員会で決めることといたしました。

さて、本日付けで内藤とし子議員より、令和2年度予算審査に関し、資料要求願が提出されております。これから資料要求願を配付いたしますので、まず内藤議員より御説明いただき、市長に資料要求を提出すべきか否か諮りたいと存じますので、内藤とし子議員よりよろしく願いいたします。

説(15) 例年、共産党が出している資料要求です。見てもらえばわかると思いますが、25件の資料要求をしています。いちいち説明しますか。

委員長 結構です。いいですかそれで。

意(15) はい。

委員長 本件につきましては、過去から予算審査にあたって資料要求願が出されております。これを市長に資料要求してきたものですので、これまでどおり議会として資料要求するものとしてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議もないようですので、そのようにさせていただきます。
ほかに皆さん方で何かあればお願いいたします。

意 見 な し

委員長 なければ、以上をもって議会運営委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前 10 時 41 分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長